

## 光城学区連絡協議会「青パト」利用規約

光城学区連絡協議会（以下連協）では、各種行事に対応できる車両を有していなかったが、この度寄付金と合わせ購入し、連協行事や各種団体の行事に役立てることとした。

以下当該車両を「青パト」と称し利用に当たっての規約を定める。

### 1. 利用の範囲

- ① 連協行事
- ② 各諸団体行事
- ③ 自治会・町内会行事

### 2. 利用日時、時間

- ① 原則として利用日時に制限は設けない。
- ② 貸出時間は0：00～24：00（0：00）までの24時間とする。

### 3. 管理

- ① 「青パト」の管理はコミセン管理員が実施するが、借用等は使用者が責任を負う。
  - (ア) 給油（使用者も可）、エンジンオイル交換等の保守点検を実施。
  - (イ) 車検に関する手続き。
  - (ウ) 借用、返却、キー管理等は使用者が責任をもって行う。
- ② 「青パト」に係る諸経費は連協より支出する。

### 4. 申請及び返却等

- ① 手続きは「青パト使用届」の記入を行うこと。
- ② 「青パト」使用順位は申込順とするが、連協主催または連協協賛行事が団体主催行事より優先とする。
- ③ 使用申請は、使用届に使用前後の所定の事項を記入する。  
又、キーは使用届横に置いてあるので使用直前に持ち出して使用の事。（青パト使用前にキーを持ち出さない事。又。紛失しないように十分注意の事。）
- ④ 「青パト」使用後は使用者は清掃を行い、車庫（所定の位置）に格納のこと。
- ⑤ キーの返却は2階書庫上の所定の場所に返却のこと。

### 5. 事故発生、軽微な損傷時の対応

- ① 万が一事故を起こしたときは、北警察署に連絡すると同時に連協会長に連絡のこと。
- ② 「青パト」の軽微な損傷は保険処理するかどうか連協会長が別途見極める。

### 施行期日

\*この規約は、令和2年3月10日から施行する。

\*キーの置き場変更に伴い文書の一部改訂 R3.12.6